

米沢市みらいのすまい応援事業費補助金制度のご案内

◆補助対象者 次の要件を全て満たす子育て若者世帯であるもの

年齢条件：令和 8 年 4 月 1 日時点で、申請者または配偶者が 40 歳未満である。
(昭和 61 年 4 月 2 日以降の出生)

家族構成：申請時点で、平成 20 年 4 月 2 日以降に生まれたお子さんが同居している。

その他：市税の滞納がない。

◆補助対象住宅

共通：米沢市立地適正化計画で定める「居住誘導区域内」であること。

新築戸建て

- ・確認済証の交付を受けた日及び新築工事が完了した日が令和 8 年 3 月 1 日以後であるもの。
- ・新築工事が完了した日が令和 9 年 3 月 31 日までのもの。

建売住宅（当該建売住宅の新築工事完了後に売買契約を締結したもの。）

- ・令和 8 年 4 月 1 日以後にその引き渡しを受けたもの。
- ・中古住宅（築 2 年超、または既入居）ではないもの。



市ホームページより居住誘導区域を確認できます。

◆補助金の額

子ども 1 人当たり **20 万円**（最大 **60 万円**）

市外からの移住世帯 **+20 万円**

- ・平成 23 年 3 月 11 日以降に東日本大震災の被災地（岩手、宮城、福島各県に限る）から移住した世帯員がいる世帯
- ・令和 3 年 4 月 1 日以降に上記以外の市外から市内に移住した世帯員がいる世帯

市内施工業者との契約 **+20 万円**

- ・米沢市内に本店を有する施工業者であること。

裏面へつづく

◆交付決定までの流れ

申請期間：令和8年6月29日（月）～令和8年7月24日（金）

抽選日：令和8年7月30日（木）14時00分から

市役所3階301会議室・302会議室

提出書類：申請書チェックリストをご参照ください。

◆工事完了後の流れ

完了報告期間：令和9年3月31日（水）まで

提出書類：完了報告書チェックリストをご参照ください。

◇提出書類の配布

米沢市役所2階建築住宅課（市のホームページからダウンロードも可能です。）

◇その他

- ・申請後の増額変更は認められません。
- ・申込みを行った後に辞退された住宅については、以後、本補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。
- ・市で定める他の補助金との併用はできません。ただし、本補助金と工事内容が異なるものは対象となります。
- ・国や県で行う補助金との併用は可能です。

お問い合わせ先

◇担当

米沢市役所 建築住宅課建築指導担当

電話：0238（22）5111